

令和8年度「広報誌やまとたかだ」、「県民だより奈良」等 配送業務委託 仕様書

1. 委託業務概要

大和高田市（以下「市」という。）が発行する「広報誌やまとたかだ」、奈良県が発行する「県民だより奈良」及び附属物等を市が作成した「配送先台帳」の指示に従って、指定する場所へ期間内に配達する。

2. 業務に係る基本事項

（1）配達物

ア. 広報誌やまとたかだ

A4判、24～36ページ。令和8年5月号～令和9年4月号の12回分
重量は1部あたり約56グラム（28ページの場合）。

なお、挟み込みチラシ等があるため、重量は上記の限りではない。

イ. 県民だより奈良

A4判、28ページ。令和8年5月号～令和9年4月号の12回分
重量は1部あたり約57グラム。

ウ. その他の附属物

〔附属物の例〕

①地区掲示板用ポスター

②各世帯に配布する各課からの挟み込みチラシ・冊子等

③各総代・各隣組に配布する文書・挟み込みチラシ等（回覧板文書類）

なお、令和6年度の実績件数及び令和7年度の予定数は以下のとおりである。

◎令和7年度（令和7年5月号～令和8年4月号）のその他付属物実績数

	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号
① ポスター	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0 (予定)	1 (予定)	1 (予定)
②チラシ ・冊子類	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1 (予定)	2 (予定)	1 (予定)
③回覧板・ 文書類	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0 (予定)	0 (予定)	0 (予定)

◎令和8年度（令和8年5月号～令和9年4月号）のその他付属物予定数

	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号
①ポスター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②チラシ・冊子類	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	2	1
③回覧板・文書類	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

上記については、令和7年12月24日時点の予定数である。各月において予定数が変動することがある。簡易な「その他の附属物」が追加発生した場合は契約内で対応すること。

なお、上記予定数とは別に広報誌等と同等の重量以上の「その他の附属物」が発生した場合は、配送を依頼する担当部署と協議し、別途費用請求すること。

（2）配送場所

大和高田市内の各総代及び自治会長宅並びにその他の指示する場所。

（配送先の詳細は、貸与する配送先台帳に記載）

なお、配送場所及び部数は毎月変動する場合があるため注意すること。

（3）配送件数

・令和8年5月号～令和9年4月号：180件

（総代、自治会長宅等140件、それ以外の場所（マンション管理人室等）40件）

なお、配送件数については、自治会やマンション・アパート数の増加・減少について変動することがある。上記件数から数件程度変動する場合も契約内で対応すること。

（4）1号あたりの配送部数

「広報誌やまとたかだ」、「県民だより奈良」とともに、約27,000部である。

その他の附属物については、①地区掲示板用ポスターは約400部、②各世帯に配布する各課からのチラシ・冊子等は約27,000部、③回覧板文書類は約2,200部である。

（5）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

（6）配送日

「広報誌やまとたかだ」の発行日（毎月1日）の原則2営業日前。なお、令和9年1月号は令和8年12月25日である。（別紙1参照）

3. 配送体制

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な機材、資材、及び人員等を確保すること。
- (2) 受託者は原則として自社で車両及び配送人員を確保することとする。
但し、市への再委託の申請を行い、承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 配送当日は、各総代及び自治会長などが集会場など配送先で待機しているケースもあるため、毎月における配送時間帯にバラつきの出ないように計画的に配送すること。
又、配送時間に大幅な遅延が発生することが判明した時点で管理責任者等より企画政策部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）へ必ず連絡すること。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに、業務全体を把握する管理責任者を定め、市に報告すること。また、事前に配送業務の詳細について市と打ち合わせを行い、初回配送日から滞りなく業務が実施できるよう準備を行うこと。
- (5) 広報誌の配送状況など業務に係る情報を、常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、広報広聴課の求めに応じて報告できるようにすること。

4. 業務の具体的な内容

(1) 広報誌等の仕分け等

配送物は、市が指定する場所に別紙1で示す日の前営業日までに、印刷業者等から納品され、保管している。受託者は配送業務を円滑に行うために配送物等を事前に仕分けする必要がある場合は、市と協議して行うこと。

(2) 配送先台帳、配送業務委託事業者証等の受領

管理責任者等は、配送物受取時に広報広聴課より「配送先台帳」、「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者名札」、「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者証」及び「配送時間記録簿」を受領すること。

また、配送先の地図一覧についても、配送日の1週間前にGoogleマップ用のURLをメール等で送付する。

(3) 配送

ア. 配送日の午前8時40分より、市が指定する場所にて広報誌等の配送物を受け取ること。

- イ. 配送員は、各配送先への配送時間について、「配送時間記録簿」に必ず記載すること。又、市で指定する配送完了件数ごとに広報広聴課へ電話等で配送状況について連絡を入れること。
- ウ. 配送先での受領印は不要とする。
- エ. 配送先台帳に記載された場所に配送し、配送先にて指示があった場合は従うこと。なお、配送先は、おもに次のいずれかとなる。
- ①各総代・自治会役員宅、マンション管理人室等
 - ②無人である指定された場所
 - ③専用のボックス
 - ④市の公共施設
 - ⑤広報誌を配置している駅、商店
- オ. 配送順番（以下「ルート」という。）については、参考資料として市より前年度の広報誌等配達業務で使用したルートを別紙2で提示する。前年度ルートから変更する際には、事前に試走などを実施し、ルート確定後、ルートおよび配達予定時間を市に提出すること。
- カ. 広報誌等は破損、紛失することのないよう取り扱うこと。又、雨や雪などで汚損することのないよう注意して取り扱うこと。
- キ. 配送先が不在により置き配とする場合や配送先に置き配としている場合、雨や雪などで汚損しないよう広報誌等全体を覆える大きさのビニール袋等に入れること。
- ク. 配送中に接する市民には誠実に対応すること。
- ケ. 市が認めた場合を除き、他の刊行物や配達物を広報誌等と一緒に配達しないこと。
- コ. 配達が困難な状況があった場合は、その状況を説明できる資料等を用意し、広報広聴課に報告し指示を受けること。
- サ. 管理責任者等は配達期間中においては、隨時、配達状況の確認を行い、広報広聴課の求めに応じて報告すること。特に天候等により配達が遅れる場合は、必ず広報広聴課に連絡し、配達状況を報告し、指示を受けること。
- （4）配達漏れ・配達中の苦情やトラブル等への対応
- ア. 配達漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに広報誌等を該当世帯に届けること。

イ. 誤配送などのトラブルが判明した場合は、速やかに広報広聴課へ連絡すること。広報広聴課が情報の収集・報告などについて指示をするので、迅速に対応すること。

ウ. 配送期間中、管理責任者等は常に連絡がとれる体制を確保し、広報広聴課の指示が必ず個々の配送員に行き届くようにすること。

エ. 広報広聴課が重大なトラブル等と判断した場合は、上記の対応後、トラブル等の発生経緯と対応、原因と再発防止策について、書面にて広報広聴課へ報告すること。

(5) 配送先台帳、広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者証の返却
管理責任者等は、配送完了後「配布先台帳」、「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者証」及び「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者名札」を返却すること。又、各配送先への配送時間を記載した「配送時間記録簿」を提出すること。

(6) 配送完了の報告

受託者は、毎月の業務完了後、完了報告書を提出すること。なお、完了報告書の書式の定めはない。

5. 配送先台帳の取り扱い

「配送先台帳」には個人情報が記載されているため、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。又、配送員にもその旨徹底させること。

6. 情報管理、秘密保持

(1) 受託者は、配送先の情報をはじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。

(2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間満了後も同様とする。

7. 再委託等

(1) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託又は請負（以下「再委託等」という。）をさせてはならない。

(2) 本業務の一部について再委託等をする際、受託者は契約締結後速やかに、市に対して、再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務内容、再委託等契約予定金額等を記載した書面を提出し、承諾を得ること。

8. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者での協議の上、定めるものとする。
- (2) 配送に使用する自動車は、「貨物自動車運送事業法」で定める事業用自動車を使用すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、「貨物自動車運送事業法」及び「道路交通法」をはじめとした関係法令を遵守すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、配送員は「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者名札」の着用、配送車両には「広報誌やまとたかだ等配送業務委託事業者証」を明示すること。
- (5) 委託業務期間中、広報広聴課からの事務連絡に対し、速やかに対応すること。

<別紙1>

令和8年度 広報誌やまとたかだ等配達予定日

号	配 送 予 定 日
5月号	令和8年 4月28日(火)
6月号	令和8年 5月28日(木)
7月号	令和8年 6月29日(月)
8月号	令和8年 7月30日(木)
9月号	令和8年 8月28日(金)
10月号	令和8年 9月29日(火)
11月号	令和8年 10月29日(木)
12月号	令和8年 11月27日(金)
1月号	令和8年 12月25日(金)
2月号	令和9年 1月28日(木)
3月号	令和9年 2月25日(木)
4月号	令和9年 3月30日(火)

<別紙2>

(参考資料)令和7年度広報誌やまとたかだ等一式配達順番表および部数

	ルート1	ルート2	ルート3	ルート4	ルート5	ルート6
前半1	出 260	菅原町 125	東中 830	中三倉堂 530	日之出町コスモ 74	しののめA (東雲町) 60
前半2	西坊城市営住宅 40	根成柿ネオシティ 480	東中親友会 15	田井新町 430	池尻 273	しののめB (東雲町) 45
前半3	デイサービスセンター 平沼 10	吉井北自治会 27	プリンスコート 高田(東中) 75	三倉堂東之町 (東三倉堂) 340	花園町 (大字土庫) 65	東雲町 108
前半4	総合公園コミュニティ プール 20	吉井市営住宅 17	曾大根 671	今里南 250	土庫 (土庫1丁目) 370	材木町 105
前半5	秋吉市営住宅 11	秋吉 69	南陽町 300	パラツィーナ今里中 (中今里町) 86	土庫北 (土庫1丁目) 215	材木町2自治会 18
前半6	秋吉西寿自治会 7	西坊城 350	蔵之宮 450	中今里町 280	若葉町 (大字土庫) 100	曙町 558
前半7	奥田西町 64	西坊城春日神社西 6	西甘田 15	エスリード 高田市駅南 (西三倉堂)71	藤森 201	昭和町 70
前半8	新緑町 67	西坊城新町 66	甘田町 255	栄町 133	松塚 200	昭和町 イーストウイング 450
前半9	西新緑町 60	東高田県営住宅 50	西三倉堂 600	磯野新町 66	大和高田 リバティ八番館 (土庫2丁目)45	昭和町 ノースウイング 自治会 230
前半10	奥田荘園 20	東高田団地2棟自治会 39		ワシントンアヴェニュー (磯野新町) 100		昭和町ウエスト ウィング 116
前半11	奥田 258	勝目 102		春日町 320		昭和町三番地 140
前半12	吉井 140	田井 280		磯野南 220		昭和町西 94
前半13	根成柿 362			パラツィーナ大和高田 アネックス (磯野町)63		今里 254
前半14	柿之内 92			磯野 (磯野町) 520		
計(部)	1411	1611	3211	3379	1543	2281

※配送先名称で配送場所がわかりにくい場合は、下段に()にて町名を記載しています。

(参考資料)令和7年度広報誌やまとたかだ等一式配達順番表および部数

	ルート1	ルート2	ルート3	ルート4	ルート5	ルート6
後半1	大中東マンション 72	リヴェール高田 (旭南町) 88	高砂一 (高砂町) 30	神楽 (神楽2丁目) 710	ライオンズ大和高田 セントハウス (大字大中)122	東大谷 (大谷) 100
後半2	本町六 (北本町) 14	旭町三 (旭北町)163	相生一 (北本町) 60	サンプラザ神楽 (神楽3丁目) 40	領家 (池田) 100	敷島町 (池田) 435
後半3	本町七 (北本町) 100	新町二 (北片塩町)50	相生一・ふあみーゆ (北本町) 71	ディオ・フェルティ 大和高田 (神楽3丁目)66	中町 (市場) 155	北敷島町 (大谷) 220
後半4	相生二 (北本町) 30	高田市駅前 アーバンコンフォート (片塩町)84	駅前二 (高砂町) 15	サングレース 大和高田 (日之出西本町)75	大中東大中町 (大字大中) 300	大谷 230
後半5	西町 81	市民交流センター (片塩町) 150	大国町 (北本町) 70	日之出二 (日之出西本町) 137	有井 540	北大谷 (大谷) 110
後半6	本町四 (内本町) 55	片塩西 (片塩町) 214	レ・ジェイド大和高田 (幸町) 205	日之出一 (日之出町) 252	エムアパート 8	上大谷 (大谷) 230
後半7	本町五 (内本町) 40	マツモト書店 (片塩町) 30	幸町アーバン コンフォート 141	東五 (日之出町) 100	築山北之町 (築山) 434	北角 (大谷) 77
後半8	元町二 18	横大路西 (北片塩町) 85	幸町シティビラ 152	エクセラנס大和高田 自治会(大東町) 65	築山西之町 (築山) 330	出屋敷 (野口) 179
後半9	本町三 (内本町) 21	横大路東 (北片塩町) 60	総合体育館 (幸町) 50	東四 (大東町) 24	築山赤坂町 (築山) 600	野口 160
後半10	市町四 (内本町) 40	片塩東 (旭南町) 236	幸町東 33	東三 (大東町) 112	新池田 (池田) 130	西代 (野口) 135
後半11	市町三 (内本町) 26	旭町二 (旭南町) 75	幸町ネオハイツ 397	幸町本通自治会 16		池田 115
後半12	市町二 (内本町) 20	本町一 (南本町) 31	幸町ユニライフ 129	東一 (幸町) 20		北市場 (市場) 180
後半13	市町一 (内本町) 40	元町一 (南本町) 20	ライオンズマンション 大和高田 (幸町)75	エスリード 高田駅前 (三和町)135		市場リバティ 100
後半14	本町二 (南本町) 20	大中南 (大中南町) 400	日之出三 (日之出西本町) 27	曙一 (三和町) 100		橘町 (市場) 500
後半15	池之丁 35	礒野東 (礒野東町) 156	日之出三 (日之出西本町) 8	曙二 (三和町) 45		市場 460
後半16	天神橋 (本郷町) 40	ブランズ大和高田 (大中東町) 55		曙三大道二三 (三和町) 140		中市場自治会 15
後半17	カルム大和高田 (旭北町) 112			パレ大和高田 (三和町) 7		岡崎 66
後半18	八幡一 (本郷町) 60			東二 (三和町) 25		新田 (市場) 195
後半19	本郷一 (本郷町) 37			駅前一 (本郷町) 11		礒野市営住宅 90
後半20	本郷二 (本郷町) 160			JR高田駅 (高砂町) 20		
後半21	本郷三 (永和町) 32			駅前一 シャルマンコーポ (本郷町)85		
後半22	古川町 (高砂町) 41			高砂二 (高砂町) 40		
後半23	新町一 (永和町) 30					
後半24	旭町一 (永和町) 25					
後半25	新町三 (永和町) 35					
後半26	八幡二 (永和町)32					
計(部)	1216	1897	1455	2247	2719	3597

※配送先名称で配送場所がわかりにくい場合は、下段に()にて町名を記載しています。